



埼玉県発行

目次

告示

- 東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価公聴会中止 (環境政策課) 一
- 県営土地改良事業横見地区(かんがい排水事業)の工事完了 (農村整備課) 一
- 所沢都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 一
- さいたま都市計画道路の変更の案の縦覧 () 一
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所) 二
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 () 二

する告示

- 農総研水田農業研究所 () 三
- 県道東松山越生線の区域の変更 (東松山県土) 四
- 県道長瀨児玉線の区域の変更 (本庄県土) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 五
- 越谷建築安全センター () 五
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 五
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 六

告示

埼玉県告示第千五百二十五号
埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)第十六条
第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第千四百五十号(東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整

備事業に係る環境影響評価公聴会の開催について)により公告した次の公聴会の開催を中止する。
平成二十一年十一月十七日
埼玉県知事 上田清司

一件名
東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価公聴会
二 事業者の氏名及び住所(都市計画決定権者の名称)
草加市長 木下 博信
埼玉県草加市高砂一丁目一番一号
三 中止の理由
公述の申出がなかったため

埼玉県告示第千五百二十六号
県営土地改良事業横見地区(かんがい排水事業)の工事を平成二十年三月十九日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。
平成二十一年十一月十七日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百二十七号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年十一月十七日
埼玉県知事 上田清司

平成二十一年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画道路三・四・六号新所沢駅前通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

所沢市緑町一丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十一年十一月十七日から平成二十一年十二月一日まで

埼玉県告示第千五百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年十一月十七日
埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

さいたま都市計画道路三・四・一号
西大宮バイパス線

二 都市計画を変更する土地の区域

埼玉県知事 上田清司

さいたま都市計画道路三・四・一号

西大宮バイパス線

二 都市計画を変更する土地の区域

埼玉県知事 上田清司

さいたま都市計画道路三・四・一号

西大宮バイパス線

二 都市計画を変更する土地の区域

埼玉県知事 上田清司

さいたま都市計画道路三・四・一号

西大宮バイパス線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域
なし
ロ 削除する土地の区域
さいたま市西区大字宝来字相ノ

谷、字石橋及び字提林並びに大字西遊馬字高木の各一部
三 都市計画変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県さいたま県土整備事務所、さいたま市都市局都市計画部都市施設課
四 縦覧期間
平成二十一年十一月十七日から平成

二十一年十二月一日まで

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年十月に収去した飼料等の試験結

果の概要を次のとおり公表する。
平成二十一年十一月十七日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要													備考	
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%	M E kcal/kg	その他(水分%)			
平成飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地7	21.10.14 株式会社ネギンコ ヤマース 熊谷市広瀬160	日配幼令肉用牛育成用配合飼料もりの薫りBM	21.9	18.0以上	2.0以上	7.0以下	9.0以下	0.60以上	0.40以上								13.6	
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地2	同上	日配ほ乳期子豚育成用配合飼料スーパークロミールうるおいGold	21.9	22.5以上	4.0以上	2.0以下	7.0以下	0.70以上	0.60以上								11.2	
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230番地	21.10.19 同左	飼料用パン粉	21.10	11.1	10.5	0.1	1.6	0.05	0.13								12.7	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「◎」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
ジョンソン朝日ホーシヤムピクトリアオーストラリア	21.10.13 朝日工業株式会社埼玉工場 児玉郡神川町渡瀬222	飼料	オートンハイ	21.9	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230番地	21.10.19 同左	飼料	飼料用パン粉	21.10	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成21年10月分

平成二十一年十一月十七日

埼玉県農林総合研究センター所長 金本伸郎

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	届出	検査の結果										備考
				TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査		
たい肥	有限会社丸一養鶏場	醜辟鶏糞丸1号		2.18	4.30	3.15	39	347	19.11	8.2	17.97			
	八木橋喜一	あい鳴堆肥		0.49	1.81	0.62	53	226	2.23	10.0	51.30			
	青木邦夫	牛糞堆肥		0.81	0.64	1.23	10	73	1.06	10.8	74.24			
	梅沢作次郎	梅沢堆肥		0.80	0.88	1.24	12	73	0.98	19.9	55.91			
	長谷川和美	豚糞堆肥		0.86	0.98	0.90	55	130	1.38	16.5	55.56			

社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター	腐葉土(落ち葉堆肥)	0.40	0.14	0.06	17	56	1.04	18.0	66.90	
	森田始	森田有機	1.48	1.38	2.91	22	164	1.96	15.0	38.24

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田耕三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	比企郡鳩山町大字熊井字前河内五〇九番一地先から同郡同町大字熊井字東山一〇八三番地先まで	八・八〇	一二七四・〇〇	自転車歩行者道整備工事
新		一一・七〇		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山幸男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長瀨児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
			本庄市児玉町小平字下河原九一八番二地先から同市児玉町小平字桑木原八〇七番一地先まで		八・四〇〇 一一・二〇〇	一八二・七〇			
					一〇・一四〇 一三・七一				

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年九月九日

指令川建セ第二二〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月十一日

第二二〇一二三三三

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字熊野九六八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字越生一〇〇〇番地

三

今井 郁美

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年十月十六日

指令越建セ第二二〇〇一五八一号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月六日

第二八五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外一七三二一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目七一八

宮崎 昇

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年九月一日

指令越建セ第二二〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月十日

第二九二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字鷺田二五三二一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字堤根四三七〇番地

サニードロード一〇三号

滝田 篤史

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県教育委員会委員長

松居 和

一 日時

平成二十一年十一月二十四日 午前

十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十一年十二月定例会

提出予定案件について

ロ その他

埼玉県選管告示第百五十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年十一月十八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

- イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
- ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉選挙管理委員会 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―〇四八―八六二―二九〇二(代表)